

業務委託契約書（案）

- 業務番号 第 304 号
- 1 委託業務の名称 会津若松市下水浄化工場等包括的運転管理業務委託
- 2 委託業務場所 福島県会津若松市神指町大字北四合地内外
- 3 委託業務期間 契約締結日から令和 13 年 3 月 31 日まで
ただし、委託契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までは、履行準備期間とする。
- 4 委託料 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 【内訳】
- | | |
|----------|----------------------|
| 令和 9 年度 | 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円) |
| 令和 10 年度 | 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円) |
| 令和 11 年度 | 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円) |
| 令和 12 年度 | 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円) |
- 5 契約保証金 会津若松市上下水道事業契約規程に定める契約保証金は請負代金の 10 分の 1 以上の額とする。会津若松市上下水道事業契約規程第 8 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する

上記の委託業務について、会津若松市上下水道事業管理者 を発注者とし、株式会社 ○○○ を受注者として、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の各条項により公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 月 日

発注者 住所 福島県会津若松市神指町大字黒川字石上 33 番地の 2
代表者 会津若松市上下水道事業管理者
小林 英俊 印

受注者 住所
代表者

印

委託契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別記の契約付加条項及び仕様書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の契約の履行を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了（仕様書等に定めのある場合は、契約の履行の目的物（以下「成果物」という。）の引渡しを含む。以下同じ。）し、発注者は、その契約代金（契約書記載の契約金額を限度として、履行が完了した部分に係る契約代金。以下同じ。）を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する契約の履行を完了させるため、必要な指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い契約を履行しなければならない。
- 4 受注者は、この約款若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、契約の履行を完了させるために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に関する訴訟の提起又は調停の申立てについては、発注者の所在地の事務所を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

- 第2条 受注者は、会津若松市上下水道事業契約規程（平成8年水道部管理規程第10号）第8条の規定により契約保証金の全部の納付を免除された場合を除き、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 契約金額の変更があった場合には、発注者は保証の額が変更後の契約金額の100分の5以下になるときは、10分の1に達するまで保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、成果物、未完成の成果物及び契約を履行する上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権の譲渡等）

第4条 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当するときは、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するか否かにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 受注者は、成果物及び契約を履行する上で得られた記録等が著作物に該当するか否かにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該目的物及び記録等を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず、当該成果物及び契約を履行する上で得られた記録等の内容を公表することができる。
- 6 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括再委託等の禁止）

第5条 受注者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して、又は仕様書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、契約の履行の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

3 発注者は、受注者に対して、契約の履行の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第6条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(履行報告)

第7条 受注者は、仕様書等の定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(仕様書等に不適合な場合の措置)

第8条 受注者は、契約の履行が仕様書等又は発注者の指示若しくは発注者と受注者の協議の内容に適合しない場合において、発注者が再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

(条件変更等)

第9条 受注者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書等、入札説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。)

(2) 仕様書等に誤謬又は脱漏があること。

(3) 履行上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

(4) 仕様書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果

を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、仕様書等の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により仕様書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等の変更)

第10条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書等又は契約の履行に関する指示の変更内容を受注者に通知して、これらを変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間又は契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(事情の変更)

第10条の2 発注者及び受注者は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他予期することのできない著しい事情の変更により、この契約に定める条件が不相当となったと認められる場合は、相手方と協議してこの契約を変更することができる。

2 前項の場合において、この契約に定める条項を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議して書面により定めるものとする。

(契約の履行の一時中止)

第11条 発注者は、必要があると認めるときは、契約の履行の中止内容を受注者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により契約の履行を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が契約の履行の続行に備え、契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の提案)

第12条 受注者は、仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約金額を変更しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

第12条の2 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労

働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第13条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に契約の履行を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第14条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を短縮すべき場合において、特別の理由があるときは、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第14条の2 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者は、履行期間を変更し、受注者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。

(契約代金額の変更方法等)

第14条の3 契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。

3 この約款の規定により受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に 発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(一般的損害)

第15条 契約の履行に関し生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 16 条 契約の履行に関し第三者に及ぼした損害について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者の指示その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が発注者の指示等が不適當であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前 2 項の場合その他契約の履行に関し第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者は、協力してその処理解決に当たるものとする。

(検収及び引渡し)

第 17 条 受注者は、契約の履行が完了したときは、仕様書等の定めるところにより、遅滞なく履行の実績を明らかにした書面を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の書面の提出を受けたときは提出を受けた日から起算して 10 日以内に、契約の履行を確認するための検収を完了しなければならない。

3 受注者は、あらかじめ発注者が指定した場合は、指定された日時及び場所において、前項の検収に立ち会わなければならない。

4 前項の場合において、受注者は検収に立ち会わなかったときは、検収の結果について異議を申し立てることはできない。

5 第 2 項の検収に直接要する費用は、受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失により過分の費用を要した分については、発注者がこれを負担する。

6 受注者は、履行の内容が第 2 項の規定による検収に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検収を受けなければならない。この場合において修補の完了を契約の履行の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(契約代金の支払)

第 18 条 受注者は、前条第 2 項（前条第 6 項後段において適用する場合を含む。第 3 項において同じ。）の規定による検収に合格したときは、発注者に契約代金を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適正な請求を受けた日から 30 日以内に契約代金を受注者に支払わなければならない。

3 契約代金の支払いは、四半期毎に、別紙 1「委託料内訳書(四半期毎の支払額)」のとおりとし、その内訳は、別紙 2「委託料内訳書(年度毎の各業務費内訳)」に定めるところによる。

4 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検収をしないときは、その期限を経過した日から検収をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとする。

(検収前における使用)

第 19 条 発注者は、第 17 条第 2 項の規定による検収前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第 1 項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(部分払)

第 20 条 受注者は、契約の履行の完了前に履行済部分に相応する契約金額相当額について、次項以下に定めるところにより、発注者に対して部分払を請求することができる。

2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ発注者の指定するところによる。

3 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る履行済部分の確認を発注者に請求しなければならない。

4 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 10 日以内に、仕様書等の定めるところにより、同項の確認をするための検収を行わなければならない。

5 受注者は、前項の規定による確認のあったときは、部分払を請求することができる。この場合において、発注者は適法な請求のあった日から起算して 30 日以内に部分払金を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第 21 条 発注者は、契約の履行内容又は契約の履行による成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、当該契約不適合の修補又は代替品の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は当該履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の履行内容又はその履行による成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第22条 発注者は、契約の履行が完了するまでの間は、次条又は第24条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても契約の履行に着手しないとき。

(2) 納入期限内に契約を履行しないとき又は履行する見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由なく、発注者の監督、検収の実施に当たり指示に従わないとき又は職務の執行を妨げたとき。

(4) 正当な理由なく、第21条第1項の履行の追完がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第24条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第3条第2項の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき。

(2) 受注者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下

この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。

(7) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(8) 第 26 条又は第 27 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(9) 第 32 条第 1 項各号に該当したとき。

(10) 会津若松警察署長からの通知又は回答により受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 25 条 第 23 条第 1 項各号又は前条第 1 項第 1 号から第 6 号までに定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第 26 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 27 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第 10 条の規定による仕様書等の変更に伴う契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 第 11 条の規定によるこの契約の履行の中止期間が履行期間の 10 分の 5（履行期間の

10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の履行完了後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第28条 第26条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(合意解除)

第29条 発注者は、必要と認めるときは、第22条から前条までの規定にかかわらず、受注者と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除の効果)

第30条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に契約の履行を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検収の上、当該検収に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する契約代金を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分に相応する契約代金の額は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(発注者の損害賠償請求等)

第31条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期限までに債務の履行を完了することができないとき。

(2) 第21条第1項に規定する契約不適合があるとき。

(3) 第23条又は第24条の規定により、履行の完了後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、前項の損害賠償に代えて、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第23条又は第24条の規定により履行の完了前にこの契約が解除されたとき。

(2) 履行の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 22 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第 1 項の場合において、第 2 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって第 2 項の違約金に充当することができる。
- 5 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（第 3 項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。
- 6 第 1 項第 1 号の場合においては、発注者は、受注者がその責めに帰すべき事由によって履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅延損害金を徴収する。
- 7 前項の遅延損害金の額は、契約金額から検収に合格した履行部分に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額（計算した額が 100 円未満であるときはその全部を、100 円未満の端数があるときはその端数を全部切り捨てるとする。）とする。

（談合等不正行為に対する賠償の予約）

第 32 条 受注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による契約金額の 10 分の 2 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約の履行が完了した後も同様とする。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該命令が確定したとき（確定した当該命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第 2 号において同じ。）において、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第

1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において受注者の代表者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

3 受注者が第1項の違約金を発注者が指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額（計算した額が100円未満であるときはその全部を、100円未満の端数があるときはその端数を全部切り捨てる。）の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第33条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第22条、第26条又は第27条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第18条第2項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した額（計算した額が100円未満であるときはその全部を、100円未満の端数があるときはその端数を全部切り捨てる。）の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（相殺）

第34条 発注者は、この契約において、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約代金請求権その他の債権と相殺し、不足があるときは追徴することができる。

(契約不適合責任期間等)

第 35 条 受注者が、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない成果物を発注者に引き渡した場合において、発注者がその不適合を知った日から 1 年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第 1 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 6 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第 1 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、第 17 条第 2 項の検収の際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 第 1 項の規定は、契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその指示が不当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(暴力団等からの介入の排除等)

第 36 条 受注者は、暴力団、暴力団員又は社会的非難関係者から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに不当要求の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

2 発注者は、契約からの暴力団等の排除を目的として、必要と認めるときは、受注者に対して、役員等について名簿その他の必要な情報の提供を求めることができ、その情報を管轄の警察署に提供することで、受注者が第 24 条第 1 項第 10 号に該当するか否かについて照会することができるものとする。

3 受注者は、前項の規定により、発注者が警察署へ照会を行うことについて承諾する。

(個人情報の保護)

第 37 条 発注者及び受注者は、この契約を履行するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の保護に係る約款」を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第 38 条 この約款に定めのない事項については、会津若松市上下水道事業契約規程（平成 8 年会津若松市水道部管理規程第 10 号）の定めるところによるほか、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

別紙 1 （第 18 条関係）

委託料内訳書（四半期毎の支払額）

	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度	令和 1 2 年度
	税込額[円]	税込額[円]	税込額[円]	税込額[円]
6 月				
9 月				
1 2 月				
3 月				
運営年度額 計				
委 託 料 計				

別紙2（第18条関係）

委託料内訳書（年度毎の各業務費等内訳）

項 目		単位	数量	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
				金額 [円]	金額 [円]	金額 [円]	金額 [円]
直接業務費	保守点検業務費	式	1				
〃	運転操作監視業務費	式	1				
〃	水質試験業務費	式	1				
〃	事務業務費	式	1				
〃	その他業務費	式	1				
直接経費		式	1				
技術経費		式	1				
間接業務費		式	1				
諸経費		式	1				
ユーティリティ費	固定費	式	1				
〃	変動費	式	1				
維持修繕費		式	1				
再委託予定業務費		式	1				
業務価格(計)	(税抜き)	式	1				
消費税相当額		式	1				
運営年度額 計	(税込み)	式	1				

個人情報の保護に係る約款

（総則）

第1条 会津若松市上下水道事業管理者（以下「発注者」という。）及び発注者が委託する業務（以下「委託業務」という。）の受託者（以下「受注者」という。）は、この約款に基づき、委託業務に係る個人情報の保護に関し、本約款の各条項を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

（個人情報保護の規定の遵守）

第2条 受注者は、個人情報の保護に関しては、法令、条例その他個人情報の保護に関する規程に定められた規定を遵守するものとし、特に、個人番号を含む個人情報を取り扱う場合においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定を遵守しなければならない。

（再委託の禁止）

第3条 受注者は、委託業務を第三者に委託してはならない。ただし、委託業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務について、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、前項ただし書の規定により発注者に承諾を求める場合は、再委託の内容、そこに含まれる情報、再委託先、個人情報管理を含めた再委託先に対する管理方法等を文書で発注者に提出するものとする。

（秘密の保持）

第4条 受注者は、前条第1項ただし書の規定により発注者が承認した場合を除き、委託業務に係る個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。当該委託業務が終了した後も、また、同様とする。

2 前条第1項ただし書の規定により発注者が承認した再委託先の秘密の保持については、本約款の規定に準じ、受注者と再委託先との間で契約等を締結するものとし、受注者が全責任を負って必要な措置を講ずるものとする。

（目的外使用等の禁止）

第5条 受注者は、委託業務の処理により知り得た個人情報の内容を他の用途に使用してはならない。当該委託業務の終了後も、また、同様とする。

2 受注者は、第3条第1項ただし書の規定により発注者が承認した場合を除き、委託業務の履行により知り得た個人情報の内容を第三者に提供してはならない。当該委託業務が終了した後も、また、同様とする。

（複写又は複製の禁止）

第6条 受注者は、委託業務を処理するため発注者から引き渡された原票、資料、貸与品等（以下「原票等」という。）を発注者の承諾なくして複写又は複製してはならない。

（個人情報の持出しの禁止）

第7条 受注者は、発注者から提供された原票等のうち個人情報に係るもの及び受注者が業務委託の処理のために作成した当該原票等を記録した磁気媒体等（以下「個人情報記録媒体等」という。）については、発注者の庁舎外又は委託業務を処理する場所として発注者が指定し

た場所以外へ持ち出してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。

(個人情報の管理)

第8条 受注者は、発注者から提供された個人情報記録媒体等については、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退管理の可能な保管室に格納する等適正に保管しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により個人情報記録媒体等を管理する場合は、管理責任者を定めるとともに台帳等を設け個人情報の管理状況を記録するものとする。

3 受注者は、発注者から要求があった場合には、前項の管理記録を発注者に提出しなければならない。

(業務完了後の措置)

第9条 受注者は、委託業務の完了後、当該委託業務の処理について、発注者から提供された個人情報記録媒体等を、発注者の定めるところにより、発注者に返却し、又は破棄若しくは削除しなければならない。

2 受注者は、個人情報記録媒体等を破棄する場合は、物理的な破壊その他委託業務に係る個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

3 受注者は、個人情報記録媒体等の破棄又は削除に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受注者は、個人情報記録媒体等の破棄又は削除を行った後、破棄又は削除を行った日時、担当者名及び破棄又は削除の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。

(発注者の検査等)

第10条 発注者は、必要があると認める場合は、受注者の作業現場の実地調査を含めた受注者の作業に対する検査及びに作業の実施に係る指示を行い、並びに個人情報の管理について報告を求めることができる。

2 受注者は、前項の規定により発注者から作業内容の検査の要求及び作業の実施に係る指示並びに個人情報の管理についての報告の要求があった場合は、これを拒むことができない。

(事故発生時の措置)

第11条 受注者は、委託業務に係る個人情報について、漏えい、滅失、き損その他の事故が発生した場合は、直ちに、発注者に連絡し、その指示を受け、必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第12条 受注者は、委託業務の処理に関して、発注者又は第三者に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償しなければならない。

(約款外の事項)

第13条 この約款に定めのない事項及びこの約款に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、発注者と受注者との間で協議して定めるものとする。

契約付加条項（案）

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、会津若松市下水浄化工場等包括的運転管理業務委託契約を履行するに当たり、この付加条項及び仕様書を遵守しなければならない。

（履行期間等）

第2条 履行期間は、令和9年4月1日から令和13年3月31日までとする。ただし、契約日から令和9年3月31日までは、履行準備期間とする。

2 履行準備期間は、主に発注者と受注者間の引継ぎや本件施設に関する習熟等に要する準備期間であり、この期間における作業の実施方法については、仕様書に定めるとおりとする。なお、履行準備期間に要する費用は、受注者の負担により行うものとする。

（用語の定義）

第3条 本委託契約において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「仕様書」とは、本委託契約の履行にあたり発注者と受注者が相互に協力し、委託業務を円滑に実施するために必要な諸条件を定めたものであり、発注者が受注者に対して本質的に求める事項であり、本契約においてその効力を発揮するものをいう。
- (2) 「契約基準」とは、契約締結により発注者及び受注者が合意し、委託業務における業務の基準として仕様書に定めたものをいう。
- (3) 「本件施設」とは、仕様書に示す委託業務の管理対象となる各施設の総称をいう。
- (4) 「既存施設等」とは、本件施設、附属設備及び本件施設の発注者の所有に係る消耗品・備品、図書その他の物品をいう。
- (5) 「運営年度」とは、履行期間中における4月1日から翌年3月31日までの単年度の期間をいう。
- (6) 「履行準備期間」とは、本委託契約締結日から令和9年3月31日までの期間をいう。
- (7) 「休日等」とは、土曜、日曜、祝祭日、年末年始の休業期間(12月29日から1月3日)をいう。
- (8) 「補修」とは、本件施設の機能維持のため、部品等の交換及び分解・点検などの補修をいう。
- (9) 「運営計画書」とは、4ヶ年運営計画書、年間運営計画書、緊急時対応計画書をいう。
- (10) 「4ヶ年運営計画書」とは、履行期間における運営計画をいう。
- (11) 「年間運営計画書」とは、運営年度における運営計画をいう。
- (12) 「緊急時対応計画書」とは、履行期間を通じて緊急事態が生じた場合の対応の原則、方法、手順などを定めた計画書をいう。
- (13) 「不可抗力」とは、台風、雷害、地震、暴風、豪雨、洪水、豪雪、騒乱、暴動、第三者の行為及びその他の自然的又は人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲外のものをいう。
- (14) 「性能」とは、発注者又は受注者が履行期間を通じて義務を負う処理水質その他の性能をいう。

- (15) 「性能保証」とは、受注者が履行期間を通じて義務を負う性能について保証することをいう。
- (16) 「性能未達」とは、仕様書に定める性能を達成すべき事項について、その水準に達していないことをいう。
- (17) 「改善計画書」とは、性能未達となった場合に受注者が提出する改善措置・対策等を記載した計画書をいう。
- (18) 「管理責任者」とは、委託業務を監督する発注者の責任者をいう。
- (19) 「総括責任者」とは、委託業務実施上の管理を司る受注者の現場代理人をいう。
- (20) 「副総括責任者」とは、総括責任者を補佐し、その職務を代行できる責任者をいう。
- (21) 「処理水質」とは、本件施設に流入した下水を処理し、公共用水域に排水される処理水の水質をいう。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第4条 受注者は、本件施設が下水道施設等としての公共性を有することを十分理解し、委託業務の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

- 2 発注者は、委託業務が民間事業者の創意工夫の発揮によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(善管注意義務)

第5条 受注者は、業務の実施にあたっては、建築物及び施設設備を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(書面主義)

第6条 本契約に基づく指示、請求、通知、申出、承諾、承認、通告、合意、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行う。

- 2 発注者及び受注者は、前項の規定にかかわらず、急を要する場合又はやむを得ない事情がある場合には、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、会津若松市下水浄化工場等包括的運転管理業務委託に係る契約書（以下「契約書」という。）の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(リスク分担)

第7条 委託業務に伴う下水道法上の管理責任は、発注者が負うものとする。

- 2 その他の発注者及び受注者の基本的なリスク分担は仕様書に定める。

(従業員の確保)

第8条 受注者は、業務の公共的使命が重大であることを念頭におき、いかなる場合でも作業に必要な従業員を確保し、業務に支障を来たすことのないよう努めなければならない。

(従業員の管理)

第9条 受注者は、従業員の労務管理及び安全衛生管理については、十分な注意を払い、事故の防止に努めなければならない。

(実施体制等)

第10条 委託業務における実施体制は、次のとおりとする。

- (1) 受注者が委託業務として実施する本件施設の運転管理及び維持管理は、通年 24 時間連続とし、夜間及び休日等は、会津若松市下水浄化工場に宿直者等の常駐者を配置すること。また、夜間及び休日等に故障等が発生した際には、速やかに応援者を招集し、復旧対応できる体制を確立しておかなければならない。
- (2) 受注者は、委託業務実施上の管理を司る総括責任者及び副総括責任者を置き、委託業務を履行する上で適正且つ必要な従業者等を置く。
- (3) 発注者は、委託業務を監督する管理責任者を置く。

2 受注者が配置する各責任者及び従業者等に関する要件は、仕様書に定める。

(総括責任者等)

第11条 受注者は、前条第1項第2号に基づき、本委託契約締結後速やかに総括責任者及び副総括責任者を選任し、氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。各責任者に変更があった場合も同様とする。

2 総括責任者は、委託業務の履行に関し、現場の最高責任者として、従業者の指揮、監督を行い、委託業務の管理及び統轄を行う。

3 副総括責任者は、委託業務の履行に関し、総括責任者を補佐し、総括責任者が不在となった場合は、その職務を代行する。

4 総括責任者及び副総括責任者は、契約書等に定められた委託業務の目的、内容を十分に理解し、管理責任者と密接な連絡をとり、業務の適切且つ円滑な遂行を図らなければならない。

(管理責任者)

第12条 発注者は、本委託契約締結後速やかに管理責任者を選任し、その氏名を受注者に通知する。管理責任者に変更があった場合も同様とする。

2 管理責任者は、契約書の他の条項に定めるもの及び本委託契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて管理責任者に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

- (1) 管理責任を果たす上で必要な受注者に対する業務上の指示
- (2) 契約書、仕様書の記載内容に関する受注者の確認の申出、又は質問に対する承諾又は回答
- (3) 委託業務の履行に関する受注者との協議
- (4) 委託業務の進捗の確認及び照合、その他委託契約の履行状況の調査及び改善通告
- (5) モニタリングの実施及び通知

3 前項の規定に基づく指示又は承諾は、原則として書面により行わなければならない。

4 契約書に定める書面の提出は、管理責任者を經由して行うものとする。この場合においては、管理責任者に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(業務日報の作成)

第13条 受注者は、業務日報を作成し、常時、本件施設に備えなければならない。

2 受注者は、発注者から請求があった場合、速やかに業務日報を発注者に提出しなければならない。

3 前項の業務日報の内容などは、仕様書に定めるものとする。

(業務の報告)

第 14 条 受注者は、委託業務の実施状況を正確に反映した次に掲げる業務報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(1) 各月の業務実施状況をまとめた月間業務報告書を作成し、翌月の 10 日までに提出すること。

(2) 運営年度ごとに年間業務報告書を作成し、翌年度の 4 月 10 日までに提出すること。

2 前項各号の報告は、仕様書に定めるところによる。

(実施状況の確認)

第 15 条 発注者は、履行期間において、受注者が実施する業務の質及び内容を確保するため、第 16 条及び第 17 条に定めるところにより、業務の実施状況を確認する。

(定期の確認)

第 16 条 発注者は、第 14 条第 1 項に規定する業務報告書に基づき、受注者の立会いの上、書類確認及び現地確認又はその他の方法により、業務の実施状況を確認するものとする。なお、確認内容の詳細については、仕様書に定める。

2 前項の確認は、業務報告書の提出を受けた日から 10 日以内に完了しなければならない。

(随時の確認)

第 17 条 前条による確認のほか、発注者は、受注者に対して事前に通知することなく、現地調査により、業務の実施状況を確認することができる。

2 前項の確認を実施するときは、受注者はその求めに応じて、発注者の確認に立会い、業務の実施状況を説明するなど、発注者に協力しなければならない。

3 発注者は、随時の確認の結果、契約基準に係る水質検査結果などについて、特に必要と認めたときは、第三者機関による調査の実施を受注者に求めることができるものとし、これに掛かる費用は受注者の負担とする。

(改善通告)

第 18 条 第 16 条及び第 17 条による確認の結果、性能未達（不可抗力による場合を除く）が判明した場合には、発注者は受注者に対して、その是正のため、改善措置をとることを通告するものとする。

2 受注者は、前条の通告を受けたときは、速やかに改善方法及び期日等の改善計画を定めた改善計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。これに係るとるべき対応の詳細は仕様書に定める。

3 発注者は、前項の改善計画書の内容が不十分であると認めるときは、受注者に対して、理由を明らかにした上で、当該改善計画書の修正を求めることができる。

(委託料の支払停止)

第 19 条 性能未達となった原因が流入下水の異常や不可抗力によるものであった場合を除き、前条第 2 項に基づき作成した当該改善計画書に定める期日までに当該契約基準の未達が

是正されないときは、発注者は受注者に対して、事前に書面により通知した上で、その是正が完了するまでの間、委託料の支払を停止することができる。

2 前項の支払停止を行う場合には、事前に発注者は受注者に対して、弁明の機会を与えなければならない。

3 当該契約基準の未達が是正されたときは、発注者は第1項に基づき支払いを停止していた委託料を速やかに受注者に支払うものとする。この場合、支払いを停止していた期間に係る利息は一切付さないものとする。

(総括責任者等に対する措置請求)

第20条 前条に定める委託料の支払停止の他、第18条第3項の規定により再提出された改善計画書に定める期日までに、当該契約基準の性能未達が是正されないときは、発注者は、総括責任者又は副総括責任者、若しくは受注者から業務を委任、若しくは請け負った者又はこれら関係者の交代等に関して必要な措置を請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

(遅延利息)

第21条 発注者は、正当な理由なく、契約書に定める期限までに委託料を支払わないとき、支払いが遅滞した期間に応じ、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)の遅延利息を受注者に支払わなければならない。

(委託料の減額)

第22条 受注者の責めに帰すべき事由により第37条に定める性能を達成しないときは、委託料を減額する。

2 前項に規定する委託料の減額に関しては、契約書及び仕様書に定めるところによる。

3 第1項に規定する委託料の減額は、当該運営年度の1年分を一括して、翌年度支払の委託料から減額するものとする。

4 第1項に基づく委託料の減額を受けたことを以って、受注者はその損害を賠償すべき責めを免れるものではない。

(委託料の変更)

第23条 発注者又は受注者は、履行期間内において次に掲げる事由が生じた場合、委託料の変更について協議することができるものとし、その詳細については、別紙「1 委託料の変更」に定めるものとする。

(1) 日本国内における物価水準の変動により委託料の額が著しく不適当となったと認めたとき、又は予期することのできない特別な事情により日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託料の額が著しく不適当となったと認めたとき。その判断については、契約時単価の5%を超えて増減した場合とし超えた分について協議する。

協議時の使用数量については、仕様書別表 5-2 の 4 ヶ年平均とする。

- (2) 流入下水の量があらかじめ定められた値よりも著しく変動したことにより、ユーティリティ等の調達に係る委託料の額が著しく不適当となったと認めたとき。
- (3) 関係法令が変更されたことにより、委託料の額が著しく不適当となったと認めたとき。
- (4) 不可抗力により、委託料の額が著しく不適当となったと認めたとき。

2 前項第 2 号に規定するユーティリティ等の調達に係る委託料の基準額は、契約書別紙 2 に定めるユーティリティ費の額を基準として算出するものとし、委託料の額の変更対象となる項目については、仕様書に定める。

(業務内容の変更等)

第 24 条 発注者は、履行期間内において仕様書に定めのない新規施設が完成した場合は、当該施設の運営に係る業務及び必要となる委託費の増額について、受注者と協議したうえで、本委託業務の範囲に追加することができるものとする。

2 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して別途変更契約を締結する。

3 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその費用を負担しなければならない。この場合において、負担額は発注者と受注者とが協議して定める。

(既存施設等の確認)

第 25 条 発注者及び受注者は、契約締結日から履行準備期間終了日までの間において、既存施設等の性状、規格、機能、数量、その他の内容について、双方立会いの上、確認するものとする。また、委託業務が終了するときは、履行期間終了の 1 か月前までに発注者及び受注者が立会いの上、履行準備期間中に確認した既存施設等の内容と相違がないことを確認する。

なお、確認の方法等については、仕様書に定める。

2 受注者は、前項の委託業務終了時の確認の結果、既存施設等の内容と相違があるときは、自己の責任と費用により補修・取替えなどの措置をとらなければならない。

ただし、その相違が通常の使用により損耗の場合、又は発注者の特段の指示に基づくものである場合は、この限りではない。

(既存施設等の使用)

第 26 条 受注者は、委託業務の実施のため、既存施設等を使用することができる。諸室の使用及び受注者の用意した備品等の設置については、その使用方法及び使用範囲について事前に発注者の承諾を得ること。

2 受注者は、既存施設等について、善良なる管理者の注意をもって、これを使用及び保存若しくは保管しなければならない。ただし、発注者が管理し使用する執務室及び備品類を除く。

3 発注者が受注者に対して貸与できる物品及びその管理については、仕様書に定めるところによる。

(運営計画書の策定)

第 27 条 受注者は、委託業務の実施のため、次条から第 29 条までに規定するところにより、運営計画書を策定しなければならない。なお、策定した運営計画書は受注者の責任と費用に

より実施されるものとする。

(4ヶ年運営計画書)

第28条 受注者は、契約締結日から履行準備期間終了日までの間に、委託業務の実施に関する基本的な事項を定めた履行期間中の4ヶ年運営計画書を策定し、発注者の承諾を得なければならない。

2 4ヶ年運営計画書の記載事項については、仕様書に定めるところによる。

(年間運営計画書)

第29条 受注者は、当該運営年度の開始前までに、当該運営年度における具体的な業務実施の詳細を定めた年間運営計画書を策定し、発注者の承諾を得なければならない。

2 年間運営計画書は、4ヶ年運営計画書に基づき策定するものとする。

3 年間運営計画書の記載事項については、仕様書に定めるところによる。

(緊急時対応計画書)

第30条 受注者は、契約締結日から履行準備期間終了日までの間に、停電、薬品の漏洩、機器の破損、異常増水、流入水質異常、その他緊急事態が発生した場合における対応の原則、方針、手順等を定めた緊急時対応計画書を策定し、発注者の承諾を得なければならない。

2 受注者は、前項の緊急時対応計画書を必要に応じて適宜改定し、緊急事態の対応に対して万全を図らなければならない。

3 受注者は、前項の改定を行ったときは、速やかに発注者に届け出て、その承諾を得なければならない。

4 緊急時対応計画書の記載事項については、仕様書に定めるところによる。

(運営計画書の承諾及び変更等)

第31条 発注者は、第27条に基づき定められた運営計画書を受理した翌日から10日以内に、承諾について受注者に通知しなければならない。なお、発注者が受注者に、10日を過ぎても通知しないときは、当該運営計画書は承諾されたものとみなす。

2 発注者は、運営計画書が不適当であると認める場合は、受注者に対しその変更若しくは修正を求めることができる。受注者は、各計画書の変更等を発注者から求められたときは、その要求を受理した日から10日以内に再提出しなければならない。

(施設の補修等)

第32条 受注者は、本件施設に生じた故障、破損などに対して、速やかに補修等を行い、その機能の回復を図らなければならない。

2 前項の補修・修繕工事費用は、1件あたり200万円(消費税及び地方消費税を含む)を限度とする。4年間合計の費用の上限額は、仕様書に定めるところとする。

3 補修・修繕工事費用にかかる委託料の清算は、最終年度の最終支払でのみ行い、各年度での清算は行わないものとする。

4 前各項の施設の補修等に係る詳細は、仕様書に定める。

(補修困難な場合の対応)

第33条 本件施設の部分的な補修だけではその機能が維持できないとき、若しくはその見込みがないとき、又は補修・修繕工事費用内での補修等が困難であるときは、受注者は発注者にその旨を報告したうえで、業務遂行上の対応について協議することができる。

2 前項の報告があったときは、発注者は速やかに本件施設の原状を調査して、その対応方法を判断し受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の判断をするにあたり、受注者の業務遂行上の支障及び安全衛生管理について十分に配慮しなければならない。

(施設改良等)

第34条 受注者は、委託業務を効果的且つ効率的に実施するため、発注者の承諾を得て自己の責任と費用により、本件施設の一部について必要な変更又は改良を行うことができる。

2 受注者は、委託業務を効果的且つ効率的に実施するため、発注者の承諾を得て自己の責任と費用により、創意工夫を発揮するため自ら必要と判断した設備を本件施設内に設置することができる。なお、受注者が本件施設内に設置した設備の所有権は、受注者に帰属する。

3 受注者は、前項の設備を設置する際、必要最小限の範囲で本件施設に変更を加えることができる。ただし、受注者は当該変更の内容について、事前に発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、履行期間が終了した際、前3項に基づき変更又は改良した施設を自己の責任と費用により、原状に復旧し又は設置した設備を撤去しなければならない。ただし、発注者が受注者に対し別段の指示を行った場合はこの限りではない。

5 前各項における施設改良等に関する手続きの詳細は、仕様書に定める。

(ユーティリティ等の調達)

第35条 受注者は、自己の責任と費用により、委託業務の実施に必要となる電力、通信、水道、薬品及びガスその他の燃料、並びに全ての消耗品類、資機材、事務用品その他物品等を調達しなければならない。

2 受注者が委託業務において使用する薬品は、事前に発注者の承諾を得ること。

3 受注者が自ら調達した備品及びその他の物品については、既存施設等との区分が明確になるよう適切に管理すること。

4 前各項のユーティリティ等の調達に関する詳細は、仕様書に定める。

(関係機関への届出申請等)

第36条 委託業務の実施に関し、受注者が自ら行うべき国及び地方公共団体その他関係機関への届出又は申請等は、受注者が自己の責任と費用により行うこと。ただし、下水道管理者名で届出又は申請等が必要なものについては、事前に発注者の承認を得るものとし、発注者は受注者の求めにより手続き上の必要な協力を行うものとする。

(性能保証)

第37条 受注者は発注者に対して、履行期間を通じ、仕様書に定める処理水質及びその他の性能を達成し、これを保証する。

(処理水質異常に対する措置)

第38条 受注者は、下水の処理水質が仕様書に定める水質基準又は下水道法、水質汚濁防止法等に定める水質基準を満足しない又はその恐れがあると認めたときは、直ちに口頭によりその旨を発注者に報告し、その対応について協議しなければならない。

2 前項の場合において発注者が必要と認めるときは、受注者に対し下水処理の一部の停止又は処理方法の変更を指示することができる。

3 前項において、処理水質異常の影響を最小限にとどめるため、発注者及び受注者は協議して必要な措置を講ずるものとし、受注者は、最大限の誠意と努力をもって発注者に協力するものとする。

4 受注者は、前各号の初動対応の後速やかに処理水質異常の原因究明を行い、改善措置を定めた改善計画を作成し、処理水質の異常回復にあたらなければならない。

なお、改善計画書の作成及び性能未達の場合の是正措置については仕様書に定める。

(臨機の措置)

第39条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急な措置が必要な場合又はやむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2 受注者は、前項の場合において、措置の内容及び結果を発注者に直ちに報告しなければならない。

3 発注者は、災害防止又は業務上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して措置をとることを指示することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(保険)

第40条 受注者は、履行期間中自己の費用により第三者賠償保険、労働者災害保険、その他必要な保険に付さなければならない。

(法令変更に伴う通知の付与)

第41条 契約締結日以降に法令が変更されたことにより、契約書、仕様書及び運営計画書で提示された条件に従って委託業務を実施することができなくなったとき又は著しく困難になったときは、受注者は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを発注者に対して通知するものとする。

(法令変更に伴う協議)

第42条 発注者が受注者から前条に規定する通知を受領した場合、発注者及び受注者は、当該法令変更に対応するため、速やかに契約書及び運営計画書の変更について協議しなければならない。

(不可抗力に伴う通知の付与)

第43条 受注者は、不可抗力により契約書、仕様書、運営計画書で提示された条件に従って委託業務を実施することができなくなったとき又は著しく困難になったときは、受注者はその内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに発注者に通知しなければならない。

(不可抗力に伴う協議)

第44条 発注者が受注者から前条に規定する通知を受領した場合、発注者及び受注者は、当該不可抗力に対応するため、速やかに契約書及び運営計画書の変更について協議しなければならない。

(不可抗力による受注者の責務)

第45条 受注者は、不可抗力により、委託業務の一部又は全部が実施できなくなった場合、若しくは本件施設に重大な損害が生じた場合は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、最大限の努力を行うものとする。

(発注者への協力)

第46条 受注者は、発注者が実施する修繕、工事、委託、調査等に際して、円滑に進められるよう協力しなければならない。

(契約終了に伴う措置)

第47条 受注者は、履行期間の終了又は契約が解除されたときは、発注者の指定する者に本件施設の運転及び維持管理に関する研修・指導等（以下、本件において「受注者による研修等」という。）を行うものとする。この場合の費用は、契約書、仕様書及びその他の条項に特別の定めがある場合を除き受注者が負担する。

ただし、発注者が本件施設に関する受注者の研修等が必要ないと認めたときは、受注者による研修等を行わないことができる。

(所有権の移転)

第48条 契約書、仕様書及びその他の条項において、受注者の所有権を発注者に移転する定めがあるものについては、履行期間の終了において受注者の所有権は発注者に委譲される。

(公租公課の負担)

第49条 委託業務の実施に関連して生じる公租公課は、すべて受注者の負担とする。発注者は、委託料及びこれに対する消費税額を支払うほか、契約に関連するすべての公租公課について別途負担しないものとする。

別紙（第 23 条）関係

1 委託料の変更

発注者及び受注者は、第 23 条に定める委託料の変更にかかる協議を行う場合、変更額の算出にあたっては、以下の方法により行うものとし、これ以外の場合は、その都度算出方法について協議を行うものとする。

(1) 流入下水水量の変動による変更

発注者又は受注者は、各年度の実績流入下水水量が、仕様書【表 1-1-1, 2】に示す年間の流入下水水量の予定数量に対して 5 パーセントを超えて増減した場合は、5 パーセントを超えた部分について処理施設の変動費に係る当該年度委託料の額の変更を請求することができる。

委託料の額の変更を行う場合は、処理施設ごとに、以下に示す算出方法で算定し、算出した年間の合計額に消費税を加えた額を、翌年度支払分の委託料において変更する。

増額＝{(実績流入下水水量)－(予定流入下水水量)×1.05}×(1 m³あたりの変動費の総額)

減額＝{(予定流入下水水量)×0.95－(実績流入下水水量)}×(1 m³あたりの変動費の総額)

※ (1 m³あたりの変動費の総額)：(委託料内訳書の変動費)／(予定流入下水水量)

※ 処理施設ごとに算出する。

※ 算定額は 100 円未満切捨てとする。

(2) 社会経済状況の変化に伴う物価変動による場合

電力価格の変動

発注者及び受注者は、受注者の調達契約した供給事業者の燃料費調整制度に基づく燃料費調整単価（以下「燃料費調整単価」という。）及び再生可能エネルギーを用いた発電の買取制度に伴う単価（以下「再生可能エネルギー発電促進賦課金」に改定があり、かつ、それぞれの当該年度平均額を合計した額が、基準調整単価に対して 5 パーセントを超えて増減した場合は、超えた額に対して当該年度の委託料の額の変更を請求することができる。

委託料の額の変更を行う場合は、以下に示す方法で算出し、翌年度支払い分の委託料において調整する。

調整額 ＝ (A － B × C) × D

A：当該年度燃料費調整単価の平均額（円）

＋ 当該年度再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の平均額（円）

B：基準調整単価（円）＝ 燃料費調整単価（円）

＋ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（円）

＝0.03（高圧）又は-9.37（低圧）（円）＋3.63（円）

＝3.66（高圧）又は-5.74（低圧）（円）

燃料費調整単価（1kWhあたり）：0.03（円） 高圧、-9.37（円） 低圧
再生可能エネルギー発電促進賦課金（1kWhあたり）：3.63（円）

C：補正係数

増額の場合：（ $B \geq 0$ の場合）1.05
（ $B < 0$ の場合）0.95

減額の場合：（ $B \geq 0$ の場合）0.95
（ $B < 0$ の場合）1.05

D：当該年度使用量(kWh)

※ 算定額は100円未満切捨てとする。

※電気供給条件の改定があった場合は、電気料金の変動に係る委託料の額の変更を請求することができる。委託料の額の変更を行う場合は、翌年度支払い分の委託料において調整する。

※本業務範囲の施設の電気料金について、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第37条の規定に基づく再生可能エネルギー発電促進賦課金の減免制度の認定を受け、電気料金の減免を受けた場合にはその減免額の半額を変更対象としない。